

インフルエンザに係る出席停止についてのお願い

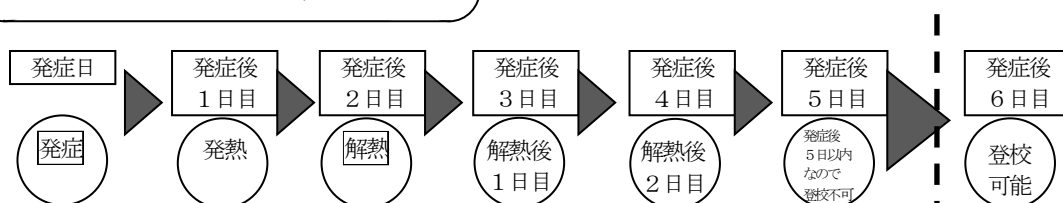
届け出がありましたインフルエンザについては、児童生徒への蔓延を防ぐため学校保健安全法第19条により、出席停止を指示します。

医療機関を受診し、完全になおる（発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過する）まで登校しないよう、お願いします。

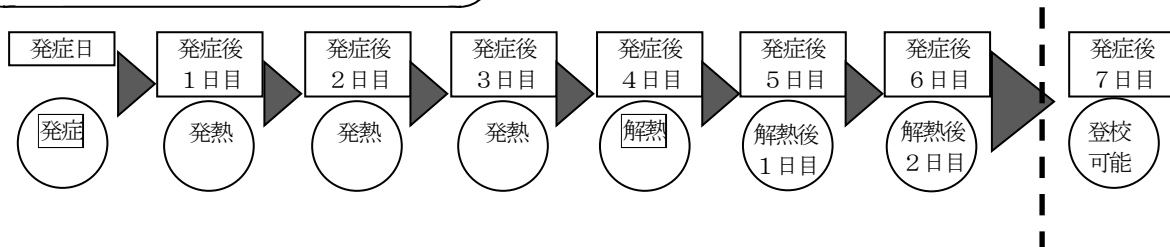
なお、罹患状況報告書は、登校する日（発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過した日）に、必ずお子さんに持たせてください。

インフルエンザによる出席停止期間早見表

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合



* 「発症日」は0日として、5日間出席停止です。

例) すぐ解熱した場合の最短登校日

日曜 → 土曜 月曜 → 日曜 火曜 → 翌月曜 水曜 → 翌火曜
木曜 → 翌水曜 金曜 → 翌木曜 土曜 → 翌金曜